

令和4年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第17日（令和4年6月29日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案7件及び今6月会議で付託した陳情の審査結果について  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 技 幹 | 三木 正輝 君 |
| 主 幹 | 田村 大樹 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                        |         |             |         |
|----------------------------------------|---------|-------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長       | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 井上 美樹 君 | 企 画 財 政 課 長 | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長 | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                   | 宮地 直道 君 | 観 光 商 工 課 長 | 二宮 眞弓 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 和泉 政彦 君 | 教 育 長       | 岡崎 哲也 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会定例会6月会議、第17日目の会議を開きます。
議員の皆さんに報告いたします。

議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」に係る議案書について、市長から修正の申出があり、その正誤表をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

日程第1、市長提出、議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案7件及び今6月会議で付託した陳情の審査結果について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） 予算決算常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和4年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出のうち、3款2項1目児童福祉総務費について。

委員から、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金について、事業説明では、賃金を3%程度と月額9,000円引き上げるとなっているが、どちらが優先されるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、補助額については、国の補助基準額を基に算出し、幼稚

園では、1人当たり3%程度で金額にすると9,000円を若干超える額が補助対象となっているとのことであります。

委員から、幼稚園のみに交付している理由について質疑があり、執行部の説明によりますと、公立保育園も該当はしているが、保育園については給料表を用いて運用していること、地域の民間給与水準と比較して高い水準にあることなどの理由により、今年度については実施していないとのことであります。

委員から、161万5,000円の予算となっているが、1人当たりの金額は幾らになるか、また、職員等に対してのみ補填され、施設に対して補填されることはないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、1人当たりの金額は年齢や経験年数によるものであり、均等という形ではない。また、本補助金は全額を賃金改善に充てることが条件となっているとのことであります。

委員から、この処遇改善については、看護職・介護職・保育士・学童保育が対象となっており、9月までは全額国庫補助とのことだが、10月以降の処遇改善についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、公定価格が見直しされ、1人当たりの単価が上がる予定となっており、国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で負担している交付金の金額がそれぞれ上乘せされる形になるとの説明があり、了承いたしました。

同じく、歳出のうち、9款1項2目事務局費について。

委員から、デジタルドリル導入事業について、どのような学習方法になるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、ドリルは小学1年生から中学3年生までを通した各5教科のドリルとなっていることから、学年を遡っての学習や飛び越えての学習が可能となり、内容は各単元の問題を選択方式で解き、教師が確認し、解いていく過程の中で分からなければ解説を見て学習していく。問題にはランクがあり、全問正解すると上のレベルの問題を解くなどの学習方法を行うことで、どの学年でも十分に勉強できるという内容となります。今回の事業では、通常はWi-Fi環境がないなどデジタルドリルではできないが、タブレットに各教科の問題をダウンロードしてデータを移し、各家庭で学習ができるという状況になるとのことです。

委員から、ほかには進歩した機能はないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、機能としては、正解だと丸、不正解だとバツと表示され、全問正解だとアニメ的な画像により、達成感を得られる形になっているとのことであります。

委員から、デジタル教材を取り入れることで、教材の保護者負担がなくなるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、現時点では、紙媒体のドリルも併用して活用していきながら、今後において、保護者負担などについて協議、検討を行うとのことであり、了承いたしました。

2、議案第36号「令和4年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」につ

きましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、総務文教常任委員会委員長 弘田 条君。

（総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（弘田 条君） 令和4年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第39号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、貝ノ川小学校が平成21年3月31日をもって休校となっており、今後も児童数の増加が見込まれず、教育目的で利用の見込みもないことから、令和4年6月30日をもって廃校とするとのこととあります。

委員から、廃校になることによって、貝ノ川小学校がどういう形で利用できるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、条例改正案が可決されれば普通財産として総務課の所管となることから、貸付け等ができるようになる。現在、事務所として借用したいとの事前の話もあり、協議の上、条件が合えば貸付けして、有効活用を図っていきたいと考えているとのこととあります。

委員から、休校になってから廃校にするまで、年数などに基準はあるかとの質疑に対し、執行部から、基準は特にないとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第37号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 続きまして、報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長 武政健三君。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） 産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

令和4年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第40号「権利の放棄について」

執行部の説明によりますと、平成26年度に債務者が実施した国庫補助事業、土佐清水市森

林整備地域活動支援事業について、その実績が補助事業の目的を達成し得ないものであったことから、平成30年度に交付金の交付決定取消し及び返還請求を行ったものであり、その後、債務者から請求額の一部、10万円が返還されたものの、令和元年12月4日に高知地方裁判所中村支部にて破産手続が開始され、令和3年5月24日異時廃止により破産手続が終了となり、また、令和元年度に同社に貸し付けた市有林の使用料については、支払いがされないまま破産に至ったとのことから、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、合計金額141万4,370円について、債権の放棄について諮るとのことです。

委員から、その事業が終わる前の報告や、途中段階での相談というのは市役所の方になかったのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、平成26年度当時は調査を依頼すると事業実施後に実績報告として調査物が提出され、内容を精査し、書類検査をして補助金等を交付していたというものでありますが、今は同様の事業をする際は、現場にも出向き現地確認をするようになっているとのことです。

委員から、債務者の破産手続廃止が決定とあるがどういう意味かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、破産手続を終了するには2つの方法があり、破産しようとする法人が、残っている財産を換価処分して金銭化し、債権者に配り切って終わる終結、残っている財産が破産手続を続けていく費用さえも残っていない場合は廃止ということになります。よって、この法人に対する債権者は土佐清水市以外にもありましたが、債権者に配当を行わずに破産したとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、道の駅内にある地場産品販売施設の指定管理が、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、新たに指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

地場産品販売施設の指定管理につきましては、令和4年3月26日から4月15日の期間で募集を行い、応募があった2社に対し、令和4年4月20日に開催した指定管理者選定委員会にてプレゼン・ヒアリングを実施し、委員の採点の結果、香川県坂出市に本社がある株式会社サクセスを指定管理候補者として選定したとのことです。

委員から、地場産品を扱うということで、地元の出品者や農家から意見や要望は出ているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、施設も大きくなるので、今の出荷している量よりたくさん出荷したいということで要望をいただいているとのことです。

委員から、指定管理者が県外会社であるが、現在、道の駅で勤務している方たちなど、地元雇用についての話はないのかとの質疑に対し、基本的には地元雇用を優先していきたいとのことであり、道の駅で勤務している方についても、希望があれば話合いの上、雇用したいと考

えているとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第38号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

4、陳情第1号「今ノ山に計画される風力発電施設に関する陳情書」について

本件につきましては、今ノ山に計画される風力発電施設について、平成28年4月1日に施行された土佐清水市みんなでまちづくり条例第17条に基づき、本計画が土佐清水市にとってふさわしいものであるかを十分に審議し、市民の声を集約できる行政と地域住民が参画する審議会の設置を求める内容の陳情であります。

委員から、陳情の基になっている条例第17条の規定を確認する必要があるとの意見があり、執行部によりますと、市は、市民が総合振興計画及びその他の諸計画の策定、実施並びに評価の各段階に参画する権利を保障するため、審議会等への市民委員の公募、内容の公開、意見公募等の実施に努めますとの内容で、市が行う総合振興計画等の作成に当たって、審議会等の委員に市民代表を入れ、市民の意見を反映して作成などを行うものとのこととあります。

委員から、条例第17条の規定と今回の陳情の要旨については整合性がとれていないのではとの意見があり、執行部によりますと、今ノ山に計画されている風力発電施設は、市の事業でもなく、また市が整備について決定するものでもないことから、条例第17条の規定に基づく審議会の設置を求める内容は、条例の趣旨からは外れているという認識であるとのこととあります。

執行部の意見等も踏まえ、採決の結果、賛成なしにより不採択とすることに決定いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第38号及び議案第40号から議案第41号については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決、陳情第1号については賛成なしにより、不採択と決定いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。議会運営委員会を開いてください。採決の方法の確認です。

10分程度休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

午前10時37分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」及び議案第36号「令和4年度土佐清水市水道事業会計補正予算(第1号)について」の補正予算案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第35号及び議案第36号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「権利の放棄について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり

可決されました。

次に、今6月会議で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第1号「今ノ山に計画される風力発電施設に関する陳情書」について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情原案について採択いたします。

本件について、採択することに賛成の方は、御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手なしであります。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決しました。

ただいま、市長から議案第43号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第43号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第43号を日程に追加し議題とすることに決しました。

議案第43号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました議案第43号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今年3月1日の調査にて判明した新型コロナウイルスワクチン3回目接種に使用したモデルナワクチンの不適切な温度管理の問題につきましては、接種された皆様をはじめ市民の皆様方には大変な御迷惑と御心配をおかけしましたことを、改めて心よりおわび申し上げます。

その後、該当するモデルナワクチンを接種した方々のうち、希望された方を含む計400人に対し、3月から4月にかけて抗体検査を実施し、全ての方より基準の数値以上の抗体価が検出されたことから、通常のワクチンと同等の有効性が確認されたものと考えております。

しかしながら、本来であればこのような事態を招くことなく、安心して接種していただける体制を構築するのが私の責務であり、市の施策の中でも、とりわけ市民の皆様の生命・健康に

直接的に大きな影響があるワクチン接種における今回の事態を大変重く受け止めております。

本案は、市政を問わず市長の責任は非常に重いとの認識から、自ら処分を行うものでありますが、私の給料月額100分の50を3か月、また事務方のトップである副市長についても、給料月額の100分の40を3か月、令和4年7月の給料から減額することを議会にお諮りするものであります。

今後は、このような事態が再び起こることがないように、事務処理の再確認とチェック体制の強化を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

何とぞ御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

議案第43号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第43号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第43号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案に賛成の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号を日程に追加し議題といたしたいと思いをします。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

諮問第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました諮問第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として、基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております門原和光氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となります。

門原氏は、令和元年10月から同委員として、年々複雑多様化する人権問題の相談役として献身的に御尽力を賜るなど、人格・識見とも最適任者と考えており、引き続き候補者として推薦いたしたいと存じます。

なお、人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。

つきましては、どうか御答申を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第1号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いをします。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立または挙手願います。

（賛成者起立・挙手）

○議長（永野裕夫君） 起立・挙手全員であります。よって、諮問第1号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第3号「固定資産評価員の選任について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第3号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、同意案第3号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま、御提案いたしました同意案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助させるため、本年4月1日付の人事異動により税務課長に任命いたしました谷崎清を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

つきましては、どうか御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第3号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第3号「固定資産評価員の選任について」、同意の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、同意案第3号は、同意することに決しました。

日程第2「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣をいたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 6月定例会議の散会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

この会議に提案をいたしました議案につきましては、先ほどの追加議案3件を含め、全て原

案どおり御承認いただき、誠にありがとうございました。

また、本会議では、四国市議会議長会表彰及び全国市議会議長会感謝状を受けられました永野裕夫議長におかれましては、これまでの議員活動が高く評価されたものであり、改めまして敬意を表するとともに、心よりお喜びを申し上げます。誠におめでとうございます。

さて、議員の皆様におかれましては、この6月定例会議が任期中の最後の一般質問の場となりましたが、この4年間、適切なる御提言と合わせ、温かい御指導をいただきましたことを執行部一同心より感謝申し上げます。

早いもので3回目のコロナ禍の夏を迎えますが、皆様におかれましては、体調にはくれぐれも御留意しながら、ますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、誠に簡単ではありますが散会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 6月会議終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、皆様とともに心震わせ、市政発展のために強い志を持ってこの議場で議論をし、議員としての責任と自覚を持って、市民生活向上のために務めた4年間、それぞれの議員としての努力と敬意に感謝を表すところでございます。

この4年間、任期中、何といたしましてもコロナ感染症が猛威を振るい、土佐清水市議会において感染防止のために、議員はもとより執行部の皆様にも、市民のためと多大なる御協力をいただき感謝を申し上げます。今後も、ウィズコロナを意識し、多様化する市民生活のニーズに応え、議会と執行部が二元代表制を担う役割を果たしていかなければなりません。

この4年間、議会において、予算関連条例や本市政の諸案件を審議をいただき、それぞれ適切な結論を得て、この9月に議員任期を迎えようとしております。これまでの議員各位の御協力を改めて深く感謝をいたすところでございます。

さて、梅雨も明けました。今後ますます暑さも厳しく、心も熱い熱い夏がまいります。どうか皆様方、お体をくれぐれも御自愛をいただき、9月にはまたこの議場でお会いできることを御祈念を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

これを持ちまして、令和4年土佐清水市議会6月会議を終了いたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時56分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員